

花粉発生源対策の推進

【463（402）百万円】

対策のポイント

花粉症の緩和に向け、スギ林の植替え及び植替えに必要な花粉症対策苗木の供給拡大を加速化させます。

<背景／課題>

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・スギの花粉症対策苗木の供給量は平成17年度の9万本から平成26年度には258万本と約30倍に増加していますが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだ約15%という状況です。
- ・このため、花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の更なる供給増大を図るとともに、山元での植替えを促進することが必要です。

政策目標

スギの花粉症対策苗木の供給量
(258万本（平成26年度）→1,000万本（平成29年度）)

<主な内容>

1. 花粉発生源の植替えの促進 69（69）百万円
 - (1) 花粉症対策苗木への植替えの促進 50（50）百万円

花粉発生源となっているスギ林において花粉症対策苗木への植替えを促進*するため、スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。

※ これに関連して、花粉症対策苗木の供給体制が整い次第速やかに、スギを植栽する場合には原則として花粉症対策苗木のみを森林整備事業の補助対象とすることを目指します。
 - (2) スギ・ヒノキ花粉飛散量推定等の推進 19（19）百万円

スギ・ヒノキの花粉発生源推定のための雄花着生状況調査及び実証調査を支援します。また、森林所有者等に対し、花粉発生源対策に係る普及啓発活動を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 花粉症対策苗木の需要・供給の拡大 365（325）百万円
 - (1) 生産体制の整備 82（87）百万円
 - ① 花粉発生源対策採種園の整備 82（87）百万円

花粉症対策品種等の苗木の生産を目的とした採種園等の造成・改良や人工交配に関する技術研修等を推進します。
 - ② コンテナ苗生産基盤施設等の整備 249（219）百万円

花粉症対策に資するコンテナ苗等を大量に供給するため、苗木保冷库を含む苗木生産施設等の整備を支援します。

（ 補助率：定額、1／2
事業実施主体：国、都道府県、認定特定増殖事業者、事業協同組合
農業協同組合、森林組合、民間団体等 ）

(2) 花粉症対策苗木の普及

- ① 花粉症対策苗木の供給拡大 17(19)百万円
花粉症対策品種等の優良種苗の供給拡大のために、全国各地で苗木生産者を対象とした技術研修、巡回指導を支援します。
- ② 花粉発生源対策促進事業 (農山漁村地域整備交付金で実施)
101,650(106,650)百万円の内数
花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。
- ③ スギ雄花着花特性検査の高度化 17(-)百万円
スギの雄花着花特性を短期間かつ高精度で判定できる検査手法の確立を支援します。

〔 補助率(国費率):定額、3/10
事業実施主体:都道府県、民間団体等 〕

3. 花粉飛散防止技術の開発(スギ花粉飛散防止剤の林地実証試験)

29(-)百万円

花粉飛散防止剤の実用化に向け、ヘリコプターによる液剤の林地散布を実施し、空中散布の基本技術を確立するとともに、花粉飛散防止効果に関するデータの収集を支援します。

〔 補助率:定額
事業実施主体:民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先:
1、2(2)③、3の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
2(1)②、2(2)①の事業 林野庁整備課 (03-3591-5893)
2(2)②の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065)
2(1)①の事業 林野庁研究指導課 (03-6744-2312) 〕

花粉発生源対策の推進

【平成29年度予算概算決定額 463(402)百万円】

【背景／課題】

スギ花粉症は国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策の推進が必要。これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだ約15%という状況。

【対策のポイント】

花粉症の緩和に向け、スギ林の植替え及び植替えに必要な花粉症対策苗木の供給拡大を加速化。

1. 花粉発生源の植替えの促進

○スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援



○花粉発生源推定のための調査
○花粉発生源に係る普及啓発活動



2. 花粉症対策苗木の需給拡大

○採種園等の造成・改良等



○コンテナ苗生産施設等の整備を支援



○生産技術習得・向上の取組を支援



○花粉症対策品種の検査手法の改善



<着花促進剤処理による若齢木の雄花の着花>

○花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽を支援



3. 花粉飛散防止技術の開発

○スギ花粉飛散防止剤の林地実証試験



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

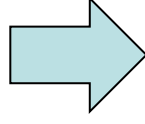
【目標】

スギの花粉症対策苗木

供給量

258万本

(平成26年度)



1,000万本
(平成29年度)

森林・山村多面的機能発揮対策

【1,700(2,462)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を、市町村等の協力を得て支援します。

<背景/課題>

- ・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。**
- ・そのため、地域住民等による**森林の手入れ等の共同活動への支援を行うことが必要**です。

政策目標

- 平成33年度までに、自立的に森林整備等の活動を行う団体を2,600団体に増やす。
- 平成33年度までに、各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合を80%とする。

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,685(2,452)百万円
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う以下の取組について、地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援します。また、採択に当たっては、会費徴収などの財政的な基盤がある団体であることなどを要件とします。
 - (1) メインメニュー
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組に対し、一定の費用を国が支援。
 - ア 地域環境保全タイプ
集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。
高密度に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。
 - イ 森林資源利用タイプ
集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。
 - (2) サイドメニュー
メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。
 - ア 教育・研修活動タイプ
森林環境教育及び森林施業技術の向上に向けた研修活動等。
 - イ 森林機能強化タイプ
事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。
 - ウ 機材及び資材の整備
上記(1)のア、イ及び(2)のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

補助率：定額、1/2、1/3以内（一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円）
事業実施主体：都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会、都道府県

[平成29年度予算の概要]

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(10)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会を開催します。また、新たに、活動の成果を評価・検証するためモニタリング調査等を行います。

(委託費)
(委託先：民間団体)

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-0048)]

森林・山村多面的機能発揮対策（平成29年度～平成33年度）

【平成29年度概算決定額 1,700(2,462)百万円】

背景

森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用など、以下の取組を支援。

【・補助率：定額・1活動組織当たりの交付上限額：500万円】

【見直しのポイント】

〈採択に係る改善点〉

- 現場実態を踏まえた優先順位
(1) 長期にわたって手入れをされていない里山林を優先的に採択
(2) 活動組織が、市町村と事前に協議し、活動内容の有効性等を市町村が確認する仕組みを設定

2 活動の持続性

活動組織は、①会費を徴収するなど財政的な基盤があり、②安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織のみを採択

3 地方公共団体による支援

地方公共団体による支援（国・地方の割合は原則3：1）のある活動を優先的に採択

〈支援内容の改善点〉

- 教育・研修活動タイプ及び森林機能強化タイプは単独では実施せず、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施

〈評価に係る改善点〉

- 活動組織が設定する成果目標について国がガイドラインを示して客観的・定量的な目標を設定

【事業の内容】

【交付金】

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

国

交付金の管理、森林のマッチング、各種研修等の実施、資機材貸与等活動組織の持続的な体制を支援

【協議】

市町村

活動組織：地域住民、自伐林家等で構成

活動対象森林や活動内容の有効性等を市町村が判断

支援対象となる活動組織の活動内容例

メインメニュー

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
12万円/ha(16万円/ha)

侵入竹の伐採・除去活動
28.5万円/ha(38万円/ha)



森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
12万円/ha(16万円/ha)

サイドメニュー（メインメニューと組み合わせる実施）

- 教育・研修活動タイプ
森林環境教育の実践。
3.8万円/回(5万円/回)：年度内の上限12回
- 森林機能強化タイプ
路網の補修・機能強化等。
800円/m(1000円/m)
- 活動の実施に必要な機材及び資材の整備
1/2(一部1/3)以内

※注（ ）の単価は地方公共団体による支援を合わせた単価
自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価を実施

評価事業受託者：民間団体

上記の活動の検証等

活動の成果の検証（モニタリング調査等を含む）

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

新規漁業就業者総合支援事業（新規）

1 趣 旨

漁業就業者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要である。

そのため、地方公共団体や漁業者団体等による、漁業学校等での若者の学習、就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術の習得のための講習会の開催等の自発的な取組を総合的に支援し、希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるようにするとともに、漁業への就業と定着を図り、漁業の将来を担う人材を確保・育成する。

2 事業内容

（1）次世代人材投資事業（準備型）

漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金を支援。

（2）新規漁業就業者確保事業

① 漁業就業促進情報提供事業

漁業の就業情報の提供、漁業の就業準備講習会や就業相談会の開催を支援。

② 新規就業者確保・育成支援事業

漁家子弟を含む新規就業者の漁業現場での長期研修（最長3年間）を支援。

③ 経営・技術向上支援事業

収益力向上のための基礎的な経営管理（経理・税務、加工・流通、マーケティング等）の知識や、熟練漁業者の技術やノウハウの習得を支援。

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成29年度～平成33年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

926,912千円（576,912千円）

6 補助率

定額

7 担当課

水産庁企画課 03-6744-2340(直)

新規漁業就業者総合支援事業

【平成29年度予算概算決定額：927(577)百万円】

意欲ある若者が漁業に新規参入し、継続して漁業に携わるための環境を整えとともに、漁業の将来を担う人材を確保・育成する。

就業準備

漁業就業促進情報提供

- ・HPやパンフレットにより就業情報を提供
- ・各都道府県の就業相談窓口を設置
- ・全国各地において、漁業就業のための座学や体験漁業を実施する就業準備講習会を開催
- ・全国各地の漁業就業相談会において、就業希望者と漁村との面談(マッチング)を実施



次世代人材投資事業 (準備型)

漁業への就業に向け、道府県等の漁業学校等で必要な知識の習得等を行う若者に対して、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を支援
(150万円/年、最長2年)



就業・定着

長期研修支援

雇用型

漁業経営者に雇用される研修生の指導者(主に法人)に、研修経費として月最大14.1万円を助成(最長1年間)

幹部養成型

遠洋沖合漁船に雇用され、幹部を指導する研修生(主に法人)に、研修経費として月最大18.8万円を助成(最長2年間)

独立型

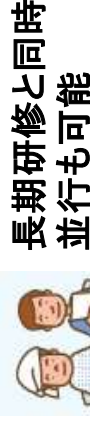
独立自営を指す研修生の指導者(主に個人)に、研修経費として月最大28.2万円を助成(最長3年間)

就業後の自立促進

「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」(平成28年度補正予算143億円)により、独立する新規就業者の自立・定着を支援

研修終了後も対象

経営・技術向上支援



長期研修と同時
並行も可能

収益力向上のための基礎的な経営管理(経理・税務、加工・流通、マーケティング等)の知識や、熟練漁業者の技術やノウハウの習得を支援

※下線部を拡充

安全な漁業労働環境確保事業（継続）

1 趣 旨

漁船の海難及び海中転落による死者・行方不明者は、全船舶の海難及び人身事故の中で最も多い。このため、漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」を養成するとともに、漁業労働環境の安全性の向上の普及・啓発等を通じて漁船安全操業対策の充実を図る。

また、遊漁船の海難事故及び漁村等の海浜における遊漁者の転落事故も多発していることから、遊漁船利用者等の安全の確保を図るため、遊漁船業者等に対する安全講習会の開催を行うとともに、各種イベントや遊漁船に指導員を派遣し、遊漁者への安全指導について支援を行う。

2 事業内容

(1) 安全な漁業労働環境確保事業（継続）

海難事故の分析やライフジャケット等の選定等を行う漁業労働環境カイゼン対策会議の開催及び漁船の労働環境の改善等の知識を有する「安全推進員」を養成する。

(2) 遊漁安全指導等推進事業（継続）

遊漁船事故情報の収集・分析を行うとともに、遊漁船業者等に対して安全講習会を行う。また、各種イベントや遊漁船に指導員を派遣し、現場で遊漁の安全等指導を行う。

3 交付先及び事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

(1) の事業 平成25年度～平成29年度

(2) の事業 平成27年度～平成29年度

5 平成29年度概算決定額（前年度予算額）

14,790千円（16,112千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

(1) の事業 水産庁企画課 03-6744-2340（直）

(2) の事業 水産庁漁業調整課 03-3502-7768（直）

安全な漁業労働環境確保事業

平成29年度概算決定額：15(16)百万円)

全海難の事故の中で漁船海難の死者が最も多い。

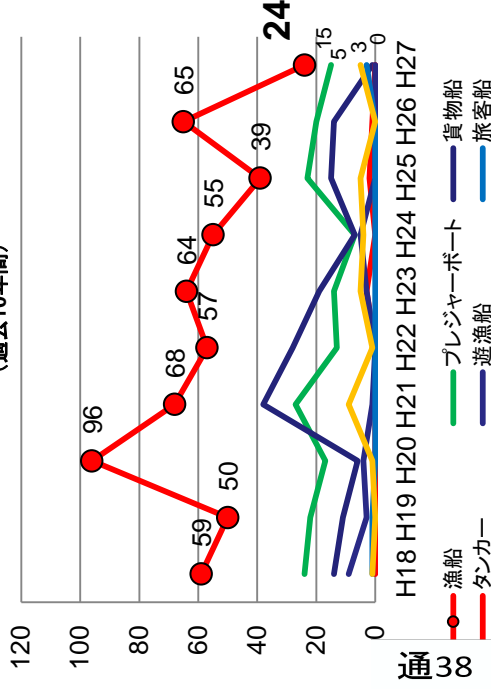
海上の労働の中で、最も危険性が高い

- 漁船の海難・災害発生状況
- ・ 漁船員の災害発生率は、陸上の全産業の約6倍
- ・ 漁船の災害発生率は、船種の中で一番高い
- ・ 漁船は、海難による死者・行方不明者数の5割 (H27: 漁船24 / 対象船舶48) を占めている

業種別	災害発生率(千人率)
船員	9.7
(うち、漁船)	13.5
全産業	2.3

資料：船員災害疾病発生状況報告(船員法第111条報告書)(平成26年度)

(人) 死者・行方不明者を伴う事故の船舶種類別による死者・行方不明者数の推移 (過去10年間)



資料：平成27年における海難の現状と対策について(海保庁)

遠洋・沖合漁業の事故の特徴

一度の事故で多数の死者・行方不明者が出る

過去の事故例

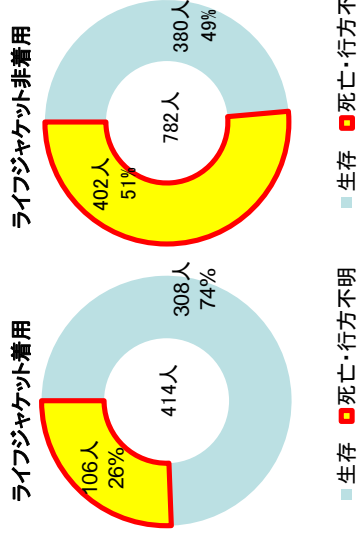
- ・ 平成20年6月 千葉県沖まき網船寿和丸 死者・行方不明者17名
- ・ 平成21年4月 長崎県沖まき網船大栄丸 死者・行方不明者12名
- ・ 平成22年1月 長崎県沖底曳網船山田丸 死者10名
- ・ 平成24年9月 宮城県沖かつお船堀栄丸 死者13名

沿岸漁業の事故の特徴

一人乗りの漁船による事故が多数発生

遊漁船の事故も依然として多発

漁船からの海中転落者のライフジャケット着用・非着用別の死亡率 過去5年間 (H23～27)



資料：海上保安庁 平成26年度における海難の現状と対策について

沿岸における安全は地域ぐるみで取り組む

- 漁業士等の漁業者を対象とした安全推進員の養成講習等
- 遊漁者への安全指導のため各種イベント等に指導員を派遣

併せて漁業種類等に適したライフジャケット等の選定及び着用方法の提案

有害生物漁業被害防止総合対策事業（拡充）

1 趣 旨

近年、我が国周辺海域に広域に出現するトド、ザラボヤ、大型クラゲ等の有害生物により、漁具の破損、食害による漁獲量の減少、作業の遅延、漁獲物の品質低下等、我が国漁業に甚大な被害が発生し、漁業者の経営に大きな影響を与えている。

このうち、外来種であるザラボヤのように分布拡大が続き、漁業被害の増大を引き起こす有害生物も存在している。

このため、これらの有害生物による漁業被害対策をより効果的・効率的に進め、総合的に漁業被害を防止・軽減することにより、漁業経営の安定化を図る必要がある。

2 事業内容

(1) 大型クラゲ国際共同調査事業

日中韓の国際的枠組みの下、大型クラゲの出現動向を迅速に把握するため、東シナ海及び黄海における大型クラゲのモニタリング調査等を支援する。

(2) 有害生物調査及び情報提供事業（拡充）

有害生物の出現状況や生態を把握し、これら情報の漁業関係者等への提供を行うことを支援する。特に、より効果的・効率的な対策が求められているトド及びナルトビエイに関し調査海域を追加するなど内容の充実を図る。

(3) 有害生物被害軽減技術開発事業

有害生物による漁業被害を効果的・効率的に軽減するための技術を開発・実証するために要する経費を支援する。

(4) 有害生物被害軽減対策事業（拡充）

有害生物の駆除・処理、改良漁具の導入促進といった漁業関係者による被害軽減対策に要する経費を支援するとともに、ザラボヤの発生増大に対応するため、駆除・処理に係る支援を拡充する。

(5) 有害生物利活用促進事業（新規）

有害生物の利活用のための技術開発に要する経費を支援する。

3 交付先及び事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成27年度～平成29年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

535,069千円（528,316千円）

6 補助率等

定額、1/2

7 担当課

水産庁漁場資源課 03-3502-8487（直）

有害生物漁業被害防止総合対策事業

【平成29年度予算概算決定額：535(528)百万円】

漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、ザラボヤ、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援。

事業対象生物

【トド】



【大型クラゲ】



【サルトビエイ】



【ザラボヤ】



【キタエビスクラゲ】



補助対象：
調査費(旅費)、用船料、燃油費、陸上処理に要する有害生物の運搬費及び処分費、航空機借料等

補助率：
定額、1/2
(補助率が1/2となるのは、有害生物被害軽減対策事業における改良漁具の導入費、駆除効果促進ネットの導入費及び陸上処理のための機材導入費)

事業実施主体：民間団体等

交付先：
国 ⇒ 民間団体等

背景

- トド、大型クラゲ等の有害生物による漁業被害
- 作業の遅延
- 漁獲物の鮮度低下
- 漁具の破損
- 操業困難(休漁)など

漁業被害の防止・軽減のための対策が必要



【トドに破られた網】

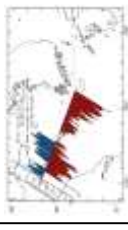


【定置に大量入網した大型クラゲ】

①大型クラゲ国際共同調査

出現動向を迅速に把握するため、日中韓共同によるモニタリング調査等を行う。

フェリー目視調査の結果



②調査及び情報提供【拡充】

出現状況・生態の把握及び漁業関係者等への情報提供を行う。効率的な駆除対策に資するため、トド(根室(知床)来遊群等)とナルトビエイ(東シナ海等)の知見を充実。

目視調査

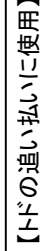
【トド上陸場調査】



③被害軽減技術開発

長距離音響発生装置を用いたトド追い払い手法の実証や、海洋環境に応じたザラボヤや付着モニタリング体制構築のための研究等を行う。

取締船での長距離音響発生装置



【トドの追い払いに使用】

④被害軽減対策【拡充】

駆除・処理、改良漁具の導入促進等の被害軽減対策を行う。特に被害の拡大が続くザラボヤに対応。

ザラボヤの駆除・処理



【処理したザラボヤの運搬・処理】

⑤利活用促進【新規】

駆除の実効性向上に資する有害生物の利活用のための技術開発を行う。

ニーズ把握・商品開発



【トドの多角的利用】

効率的な漁業被害の軽減により漁業経営の安定に貢献

※②の事業についてはオットセイも対象

健全な内水面生態系復元等推進事業（拡充）

1 趣 旨

内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、湖沼や養殖池で養殖されるウナギやコイなど、和食文化と密接に関わる様々な水産物の供給に加え、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を国民に提供するなどの多面的機能を発揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与している。

しかしながら、河川・湖沼においては、生息環境の悪化やカワウ・外来魚による被害の拡大により、漁獲量が減少している。このため、外来魚の駆除技術開発等やカワウ被害の防止等に係る漁業関係者の取組を促進することにより、内水面における水産資源の回復と水産物の安定供給を図る必要がある。

2 事業内容

(1) 委託事業

ア 河川流域等外来魚抑制管理技術開発事業 5,342千円(5,342千円)
近年、河川において分布域が拡大しているコクチバスやチャネルキャットフィッシュの駆除技術の開発や、湖沼において一旦減少した外来魚が急激に増加する現象の要因調査を行う。

イ 先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業 7,007千円(拡充)
特に既存のカワウ被害対策が困難な地域や漁業者の減少・高齢化によって労働力が確保できない地域において、より効率化・省労力化した対策を実施するため、ドローン等の先端技術を活用したカワウ被害対策技術開発を行う。

(2) 補助事業

健全な内水面生態系復元等推進事業

240,937千円(241,058千円)

地域間の広域的な連携による健全な内水面生態系の復元を推進する体制整備やその下での広域的なカワウ・外来魚の生息状況調査や被害防止対策等の取組等を支援する。

3 委託先及び事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

2(1)アの事業 平成27年度～平成29年度

2(1)イの事業 平成29年度～平成31年度

補助事業 平成26年度～平成30年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

253,286千円(246,400千円)

6 補助率等

2の(1)委託費

2の(2)定額、1/2

7 担当課

水産庁栽培養殖課 03-3502-8489(直)

健全な内水面生態系復元等推進事業

【平成29年度予算概算決定額：253(246)百万円】

内水面漁業の振興に関する基本方針に基づき、内水面の水産資源の回復等を図るため、外来魚及びカワウの効果的な被害対策技術開発を推進し、その成果の普及を図るとともに、広域的なカワウの生息状況調査、駆除及び繁殖抑制活動等の取組を支援

補助対象：

- ① 河川流域等における外来魚の効果的な駆除技術等の開発及び一旦減少した外来魚の再増加要因調査
- ② ドローン等先端技術を活用した効率化・省労力化のためのカワウ被害対策技術の開発
- ③ 広域的な連携の下でのカワウの個体数削減に向けた駆除の取組等

補助率：

- ①② 委託費
- ③ 定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体等

交付先(委託先)：国 ⇒ 民間団体等

その他：公募により実施主体を選定

河川・湖沼においては、内水面水産資源の生息環境の悪化やカワウ・外来魚による被害の拡大により、漁獲量が減少。

委託事業

- チャネルキヤットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発
- ドローン等を活用したカワウ被害対策技術の開発



補助事業

- カワウの個体数削減のための駆除活動等
- オオクチバス等の駆除活動



これらの取組によって、内水面資源の回復と内水面の水産物の安定供給が図られる。

鰻供給安定化事業（継続）

1 趣 旨

近年、東アジア全体でニホンウナギ資源状態の減少が懸念されており、平成26年6月には、IUCNのレッドリストにおいて絶滅危惧種IB類に指定された。資源の減少要因として、海洋環境の変動、生息環境の悪化、シラスウナギの乱獲が指摘されており、資源管理及び生息環境改善の対策を進める必要がある。

このため、ニホンウナギの国際的な資源管理や国内における生息環境改善の取組を支援するとともに、河川及び海域におけるウナギの生息状況や生態等についての調査、放流に適した種苗の育成手法や効果的な放流手法の開発を行う。

2 事業内容

(1) 補助事業

- ア 民間連携推進事業 7,651千円(7,651千円)
国内のウナギ資源管理団体が東アジア各国・地域と民間協議を通じて東アジア全体の資源管理措置を推進する取組を支援する。
- イ 鰻生息環境改善支援事業 43,791千円(43,791千円)
ウナギの生息環境の改善につながる石倉や稚ウナギの遡上に適した簡易な魚道の設置等の取組を支援する。

(2) 委託事業

- ア 河川及び海域での鰻来遊・生息状況調査事業 45,500千円(45,500千円)
ウナギの資源評価・管理に不可欠な知見を得るための河川及び海域における現地調査を行う。
- イ 内水面資源生息環境改善手法開発事業 16,806千円(16,806千円)
河川におけるウナギ等の生息環境の改善手法の調査を行う。
- ウ 放流用種苗育成手法開発事業 8,992千円(8,992千円)
放流に適した種苗の育成手法の調査を行う。
- エ 効果的な放流手法検討事業 24,302千円(24,302千円)
効果的なウナギの放流手法の検討を行う。

3 委託先及び事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

- 2(1) アの事業 平成19年度～平成29年度
- イの事業 平成28年度～平成30年度
- 2(2) アの事業 平成27年度～平成30年度
- イの事業 平成25年度～平成29年度
- ウの事業 平成25年度～平成29年度
- エの事業 平成28年度～平成31年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

147,042千円(147,042千円)

6 補助率等

- 2(1) 定額、3/4、1/2
- 2(2) 委託費

7 担当課

水産庁栽培養殖課 03-3502-8489（直）

鰻供給安定化事業

【平成29年度予算概算決定額：147(147)百万円】

近年、東アジア全体でウナギ資源状態の減少が懸念されていることから、ニホンウナギの国際的な資源管理や生息環境改善の取組の支援とともに、河川及び海域におけるウナギの生息状況等についての調査、放流に適した種苗の育成手法の調査や効果的な放流手法等の開発を実施。

補助対象：

- ① 東アジア各国・地域との民間協議を通じて東アジア全体の資源管理措置を推進する取組
- ② ウナギの住み処や隠れ家となる生息環境改善の取組
- ③ ウナギの資源評価・管理に不可欠な知見を得るための河川及び海域における現地調査
- ④ ウナギ等内水面資源の生息環境改善手法検討
- ⑤ 放流に適した種苗の育成手法の調査
- ⑥ ウナギの効果的な放流手法の検討

補助率：

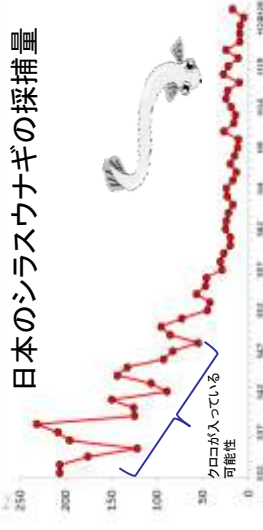
- ①、② 定額、3/4、1/2以内
- ③～⑥ 委託費

事業実施主体：民間団体等

交付先（委託先）：

国 ⇒ 民間団体等

(背景) 東アジア全体でウナギの稚魚(シラスウナギ)の漁獲が低迷



② ウナギの生息環境の改善につながる石倉や魚道設置等の取組



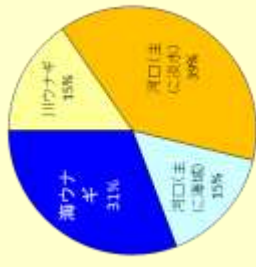
④ 内水面魚種の分布状況や生息環境の特徴等の把握



① 東アジア各国・地域内の資源管理措置の遵守状況の確認や資源管理の醸成の取組



③ 河川及び海域(沿岸域や汽水域)でのウナギの移動状況や生息数など生活史に関する基礎データの収集



産卵場で採集された親ウナギの5割弱が海水履歴

⑤ 通常の飼育では育成が難しいメスの親ウナギの育成試験



⑥ ウナギのサイズ等を考慮した放流による成長等の違いについての評価



ウナギ資源の回復・安定供給の実現

水産多面的機能発揮対策（継続）

1 趣 旨

水産業・漁村は、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、藻場・干潟等の保全や海難救助等の多面的機能を有しているが、漁村人口の減少・漁業者の高齢化等により、多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

2 事業内容

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

(支援メニュー)

① 環境・生態系保全

ア 水域の保全：藻場の保全、サンゴ礁の保全及び種苗放流等

イ 水辺の保全：干潟等の保全、ヨシ帯の保全、漂流漂着物堆積物処理及び内水面の生態系の維持・保全等

② 海の安全確保：国境・水域の監視及び海難救助等

※ 多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）

：漁村文化にかかる取組については、上記①又は②の活動にあわせて多面的機能の理解・増進につながる教育・学習の取組を実施する場合に支援（事業の仕組み）

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し、交付金交付事務等を行う。

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

多面的機能を生かすために行う活動について、国民への理解促進を図るための啓発・普及、講習会、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析・評価を行う。

3 委託先及び事業実施主体

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

事業実施主体：地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

委託先：民間団体等

4 事業実施期間

平成28年度～平成32年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

（1）水産多面的機能発揮対策事業

2,700,000千円（2,700,000千円）

（2）水産多面的機能発揮対策支援事業

100,000千円（100,000千円）

6 補助率等

（1）水産多面的機能発揮対策事業

① 環境・生態系保全

定額（1/2相当）

② 海の安全確保

定額

（ただし、資機材の整備については、1/2以内）

（2）水産多面的機能発揮対策支援事業

委託

7 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082（直）

水産多面的機能発揮対策

〔平成29年度予算概算決定額：2,800(2,800)百万円〕

第2期対策

(平成28年度～32年度)

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

【支援メニュー】

① 環境・生態系保全

- ア 水域の保全
 - ・藻場の保全
 - ・サンゴ礁の保全 等
 - ・種苗放流
- イ 水辺の保全
 - ・干潟の保全
 - ・ヨシ帯の保全
 - ・漂流漂着物処理
 - ・内水面の生態系の維持保全 等

② 海の安全確保

- ・国境・水域の監視
- ・海難救助 等

※多面的機能の理解・増進を図る取組(教育・学習)

漁村文化については、上記①、②の活動にあわせて実施する場合に支援



藻場の保全(母藻の設置)



サンゴ礁の保全
(オニヒトデの駆除)



干潟の保全(干潟の耕うん)



内水面の生態系の維持・
保全・改善(河川清掃)



国境・水域の監視



海難救助(訓練)

【補助率】
①定額(1/2相当)
②定額(ただし、資機材については1/2以内)

【事業の仕組み】

水産庁

交付



地域協議会

- ・都道府県、市町村、漁業者団体、学識経験者等により構成
- ・活動組織の指導、交付金の管理等

交付



活動組織

- ・漁業者、地域住民、学校、NPO等で構成
- ・活動項目を選択し、実施